

藤沢市道路占用料徴収条例の一部改正について
藤沢市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
藤沢市道路占用料徴収条例（昭和39年藤沢市条例第57号）の一部を次のよう
に改正する。

別表中「太陽光発電設備及び風力発電設備」を「工作物」に改め、「津波からの
一時的な避難場所としての機能を有する堅固な」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、道路法施行令の改正に伴い、規定の整備をする必要に
よる。